

(明治三十四年十一月十六日) 五月八日 第三種郵便物認可(毎月四日十四日廿四日三回發行)

縣報

號外

明治卅四年十一月十六日

和歌山縣

○告示

○和歌山縣告示第二百五十五號

和歌山縣物產陳列場規則別冊ノ通相定ム

明治三十四年十一月十三日

(別冊)

和歌山縣知事 椿 泰一郎

和歌山縣物產陳列場規則

第一章 總則

第一條 本場ハ和歌山公園内ニ設置シ和歌山縣物產陳列場ト稱ス

第二條 本場ニ陳列館及販賣館ヲ置ク

第二章 陳列館

第三條 陳列館ハ弘ク物產ヲ蒐集シ公衆ノ觀覽ニ供シ當業者ノ參考ニ資スルモノトス

第四條 陳列品ハ蒐集品寄贈品及出品ノ三種トス

第五條 陳列品ハ販賣ヲ爲サス但シ出品中販賣ノ委託アルモノニ限リ賣却ス

第六條 陳列品ニ依リ商取引ヲナサントスルモノアルトキハ本場ハ之レカ紹介ヲナスコトアルヘシ

縣報號外

明治三十四年十一月十六日

第七條 出品ノ價格ニ昂低ヲ生シタル時ハ直ニ本場ニ届出スヘシ

第八條 出品ノ陳列期限ハ六箇月トス但シ本場ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其期限ヲ伸縮スルコトアルベシ

出品人ニ於テ前項ノ陳列期間内出品ノ販替ヲ要スルカ又ハ期限後陳列ヲ繼續セントスルトキハ本場ノ承認ヲ受クヘシ

第九條 前條ノ陳列期間内ト雖モ本場ノ都合ニ依リ陳列ヲ撤去スルコトアルヘシ

第十條 出品物ハ相當ノ保護ヲナスベシト雖モ天災其他避クヘカラサル損害又ハ紛失アリタルトキハ本場ハ之ヲ償フノ責ニ任セス

第十一條 本場ノ許可ヲ得ルニアラザレハ陳列品ヲ撮影又ハ摸寫スルコトヲ得ス

第十二條 陳列ニ對シ本場設備外ノ裝置ヲ許サス但シ本場ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十三條 陳列品ノ數量ハ單數トシ概ネ左ノ例ニ據ル但シ本場ノ都合ニ依リ其數量ヲ増減セシムルコトアルヘシ

一個、一枚、一本、一反、一尾、一升、一斤、一卷、一束、一括、一包、一箱、一對、一組、一打、一揃ノ類

第十四條 寄贈又ハ出品ヲ爲サントスル者ハ第一號書式ノ目錄ヲ差出シ本場ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ寄贈又ハ出品ヲ受領シタルトキハ第二號書式ノ受領書若クハ第三號書式ノ保管証

ヲ交付ス

保管証ハ出品人ニ於テ保存シ出品還付又ハ賣却ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ返納スヘシ
第十五條 前條ノ承認ヲ爲シタル後ト雖モ形体又ハ數量多大ノモノ危険若クハ外觀ヲ損スルノ虞アリト認ムルモノ又ハ本場ノ都合ニ依ルトキハ全部若クハ幾部ヲ陳列セサルコトアルヘシ

第十六條 寄贈又ハ出品ノ發送及返還ニ係ル荷造運送費ハ本場ニ於テ支辨ス但シ出品ノ販賣委託ニ係ルモノハ出品人ノ負担トス

第十七條 出品ノ賣却ヲ爲シタルトキハ三日以内ニ之ヲ出品人ニ通知シ其代金ハ送金費用ヲ扣除シテ殘金ヲ交付ス

第三章

販賣館

第十八條 販賣館ハ各種ノ物品ヲ出陳シテ販賣セシムルモノトス

第十九條 販賣ヲ爲サントスル者ハ身元確實ナル保証人ヲ定メ第四號書式ノ願書ヲ差出スヘシ

前項ノ許可ヲ受ケケルトキハ五日以内ニ第五號書式ノ保証書ヲ差出スベキモノトス

第二十條 販賣場所ハ無料ニテ貸與ス其位置及區域ハ本場ノ指揮ニ從フヘシ之レカ變更ヲ要スルトキ亦同シ

第二十一條 販賣人ニ於テ陳列裝飾等ノ爲メ工事ヲ要スルトキハ其設計ヲ具シ本場ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ工事ヲ施シタルモノ其使用廢罷シタルトキハ直ニ之ヲ原形ニ復スルヲ要ス

第二十二條 販賣場所ノ使用期限ハ一箇年トス但シ使用期滿了後更ニ第十九條ノ手續ヲ經テ其使用ヲ繼續スルコトヲ得

前項使用期間内ト雖モ本場ノ規定ニ違背シタルトキ又ハ本場ノ都合ニ依リ其使用ヲ停止シ若クハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十三條 販賣人ハ常ニ鑑札ヲ携帶スヘシ其鑑札ハ本場ニ於テ交付ス

前項ノ鑑札ハ他ハニ貸與スルコトヲ許サズ其販賣ヲ廢罷シタルトキハ直ニ返納スヘシ

第二十四條 販賣人ハ本場ノ許可ナクシテ休業スルコトヲ得ス若シ代理人ヲシテ其業ニ從事セシメントスルトキハ豫メ本場ニ届出スヘシ

第二十五條 販賣品ハ正實ヲ旨トシ各定價札ヲ附スヘシ之ヲ附シ難キトキハ見易キ所ニ定價表ヲ掲クルヲ要ス

第二十六條 販賣人ハ販賣ヲ爲シタル毎月ノ点数及金高ヲ翌月五日迄ニ本場ニ届出スヘシ

第二十七條 販賣場所及其ノ通路并ニ周圍ハ常ニ清潔ニ掃除スヘシ

第二十八條 販賣人其販賣ヲ廢罷シタルトキハ二日以内ニ取拂ヒ本場ノ檢査ヲ受クヘシ

第二十九條 本場ハ販賣品ノ紛失又ハ損害ニ對シ一切其責ニ任セス

第四章 觀覽

第二十條 本條ハ毎日午前九時ヨリ午後四時迄公眾ノ觀覽ヲ許ス但シ時宜ニヨリ時間ヲ伸縮シ又ハ臨時觀覽ヲ停止スルコトアルヘシ

年 月 日

住所 氏 名 印

和歌山縣物産陳列場長宛

備考

品名欄ニハ可成細目ヲ記載スヘシ

員數欄ニハ一反、一卷、一束、一括、一包、一箱、一組、一揃等ノ名稱ヲ用ユルトキハ其細分ヲ併記スヘシ

價格欄ニハ寄贈又ハ出品當時ノ價格ヲ記載スヘシ

附記欄ニハ割引方法等取引上ニ關シ説明ヲ要スル事項ヲ記載スヘシ出品ニシテ販賣ヲ委託セントスルモノハ本欄ニ販賣ノ二字ヲ朱記スヘシ

發明又ハ改良ニ係ルモノハ解説書ヲ添付スヘシ

第二號書式

受第 號

寄贈品受領書

番 號	品 名	員 數	價 格	取 扱 者 認 印

右本場規則ニ依リ御寄贈ニ付受領致候也

年 月 日

宛

和歌山縣物産陳列場印

第三號書式

保第 號

出品 保管 證

番 號	品 名	員 數	出品 價格	當時	取扱者認印	保管取扱事項

縣報號外

明治三十四年十一月十六日

七

右出品ハ本場規則ニ據リ保管候也

年月日

宛

和歌山縣物産陳列場印

注意

本証ハ出品人ニ於テ保存シ出品還付又ハ賣却ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ返納スベシ
出品ノ取替又ハ陳列繼續ノ承諾ヲ受ケタルトキハ本証ヲ差出シ取扱事項欄ニ要領ノ記載
ヲ請フヘシ

第四號書式

販賣所開設願

一販賣ノ種目何々

但シ販賣場所何間

右販賣致度候付御許可相成度保證人連署ヲ以テ此段相願候也

年月日

住所

販賣出願人

住所

氏

名

印

保証人

住所

氏

名

印

和歌山縣物産物列場長宛

第五號書式

保 證 書

①
收 入
印 紙

住 所

氏 名

右某領今般賣場販賣館ニ於テ物品販賣ノ爲メ場所使用御許可相成候就テハ賣場規則其他御命令ハ堅ク遵守可致ハ勿論保証人ハ萬端相引受ケ可申若シ本人ニ於テ不都合等ノ義有之候節ハ保証人ニ於テ處辨可仕候仍テ連署ヲ以テ本書差上置候也

年 月 日

右

住 所

販賣人

氏 名 印

保証人

氏 名 印

和歌山縣物産陳列場長宛

縣報號外

明治三十四年十一月十六日

十修

(明治三十三年
五月八日第三種郵便物認可)